

(午前10時00分 開会)

○議長(岸本一徳)

これより開会をしたいと思います。

まず、議員定数は25名で定足数は13名でございます。

現在の出席議員は20名、定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付している資料のとおりでございます。

○議長(岸本一徳)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において19番、吉浜寛議員、20番、城間優希議員を指名いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月20日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、会期は8月20日の1日間と決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

友寄永三議員、前川秀和議員、嵩西茂則議員、外間有理議員より、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、議員選出について、読谷村・嘉手納町・北谷町選挙区選出の國吉雅和議員が令和8年4月20日付で辞職し、同選挙区から當間良史議員が当選されました。所属は読谷村議会でございます。

今回、新たに当選されました當間良史議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元に配付しました議席表のとおり指定をいたします。

次に、7月17日付で沖縄県後期高齢者医療広域

連合長から議案書の送付がありました。

併せて、令和7年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出をされております。

議案書の93ページより添付していますので、お目通しをお願いいたします。

また、議案書81ページ、監査委員より令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び議案書133ページ、令和7年度定例監査結果報告書、議案書139ページより令和7年12月分から令和8年5月分までの例月現金出納検査結果報告が提出をされております。

写しを添付していますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営委員長より議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻議題といたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第4、同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

○連合長(中村正人)

議員の皆様、おはようございます。

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、金城司(金武町長)。

令和8年8月20日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

事務局長。

○事務局長(宮良努)

おはようございます。

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について御説明いたします。
議案書は1ページです。

令和8年4月16日付で、前金武町長の職の任期満了に伴い欠員となっている副広域連合長について、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、議会の選任同意を求めるものでございます。

選任に当たっては、沖縄県町村会から推薦のあった金城司金武町長を御提案いたします。

なお、3ページに履歴書を添付してございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑となりますが、通告に基づく質疑はございませんでしたので、これにて質疑を終結します。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第5、同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

○連合長(中村正人)

同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、照屋勉（与那原町長）。

令和8年8月20日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

事務局長。

○事務局長(宮良努)

同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について御説明いたします。
議案書は5ページです。

令和8年8月18日付で、4年の任期満了により欠員となっている副広域連合長について、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、議会の選任同意を求めるものでございます。

選任に当たっては、沖縄県町村会から推薦のあった照屋勉与那原町長を御提案いたします。

なお、7ページに履歴書を添付してございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑となりますが、通告に基づく質疑はございませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第6、認定第1号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

○連合長(中村正人)

認定第1号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和8年8月20日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

事務局長。

○事務局長(宮良努)

認定第1号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療

広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の12、13ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額 3 億3,256万3,848円、支出済額 2 億9,750万5,543円です。収入済額から支出済額を引いた差引残額は3,505万8,305円となっております。

それでは、歳入について御説明いたします。22、23ページをお開きください。款ごとの収入済額について説明いたします。右側23ページの収入済額の欄を御覧ください。

第1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金です。収入済額は、3 億1,600万円です。

第5款繰越金は、令和6年度の決算収支残高の剰余金額を計上しております。1,654万8,070円です。

第6款諸収入は、預金利子と雑入です。1 万5,778円です。

24、25ページをお開きください。

歳入合計です。

収入済額 3 億3,256万3,848円です。不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

28、29ページの事項別明細書を御覧ください。

款ごとの支出済額、不用額について説明いたします。

第1款議会費は、支出済額が194万6,777円です。不用額は、155万8,223円です。

第2款総務費は、支出済額 2 億9,555万8,766円です。不用額は3,074万3,234円です。

32、33ページをお開きください。

第3款公債費は、費目存置で支出はございません。

第4款予備費は、令和7年度補正第1号において、100万円を補正増額し、予算現額の計を277万9,000円といたしましたが、結果不測の支出はなかったため、そのまま277万9,000円が不用額となっております。

歳出合計です。

支出済額 2 億9,750万5,543円となっております。

その他、附属調書といたしまして、36ページに実質収支に関する調書、37ページに財産に関する

調書、38ページには基金の運用状況に関する調書を添付しております。

81ページ以降は特別会計を含め監査委員による決算審査意見書と、93ページに主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑となりますが、通告に基づく質疑はございませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第7、認定第2号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

○連合長(中村正人)

認定第2号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和8年8月20日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

事務局長。

○事務局長(宮良努)

認定第2号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の42、43ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額1,781億5,624万741円です。支出済額1,729億8,164万6,791円です。収入済額から支出済

額を差し引いた残額は、51億7,459万3,950円となっております。

それでは、歳入について事項別明細書で御説明いたします。

52、53ページをお開きください。

款ごとの収入済額等について御説明いたします。

第1款市町村支出金は、市町村から拠出された事務費、保険料、療養給付費に係る負担金で、収入済額は、354億8,978万5,571円です。

第2款国庫支出金は、収入済額524億1,935万2,811円です。

54、55ページをお開きください。

第3款県支出金は、収入済額140億9,209万3,422円です。

56、57ページをお開きください。

第4款支払基金交付金は、収入済額668億5,157万7,000円です。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額1億2,798万6,583円です。

58、59ページをお開きください。

第6款財産収入及び第7款寄附金は費目存置で収入はございません。

第8款繰入金は保険給付費等準備基金からの繰入金で、収入済額は、6億4,953万9,000円です。

第9款繰越金は令和6年度の収支差引残額を計上したもので、収入済額は、83億8,086万1,531円です。

第10款諸収入は、収入済額1億4,504万4,823円です。不納欠損額は、288万8,441円、収入未済額は、7,567万9,337円です。

60、61ページをお開きください。

特別会計の収入済額合計は、1,781億5,624万741円となっております。

次に、歳出について事項別明細書で御説明いたします。

64、65ページをお開きください。

款ごとの支出済額、不用額について御説明いたします。

第1款総務費は、支出済額9億2,070万4,786円です。

不用額は2億6,351万4,214円、主な不用額は、11節役務費の8,876万1,545円、12節委託料の1億

1,652万7,306円となっております。

66、67ページをお開きください。

第2款保険給付費は、支出済額1,630億7,374万6,694円、不用額は、110億484万4,306円です。主な不用額は療養給付費で、102億5,372万8,657円となっております。

68、69ページをお開きください。

第3款県財政安定化基金拠出金は、県に設置された基金への拠出金です。今回は拠出なしで費目存置となっております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、支出済額1億6,916万7,435円で、不用額は、3,565円です。

70、71ページをお開きください。

第5款支払基金拠出金、支出済額8,829万6,717円、不用額1,445万2,283円です。

6款保健事業費、支出済額8億3,421万9,187円で、不用額1億9,981万6,813円です。

72、73ページをお開きください。

第7款基金積立金は、保険給付費等準備基金への積立金です。支出済額14億3,289万3,000円です。

第8款公債費は、費目存置で支出はありません。

第9款諸支出金は、国や県、市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等となっております。支出済額は、64億6,261万8,972円で、不用額は1億9,769万2,028円となっております。

第10款、予備費は、予算現額の計が1億8,899万3,000円で、予備費充用額は1,100万7,000円です。

74、75ページをお開きください。

歳出合計です。

支出済額1,729億8,164万6,791円となっております。

その他の附属調書として、78ページに実質収支に関する調書、79ページに財産に関する調書、80ページに基金の運用状況に関する調書を添付しております。81ページ以降は一般会計を含め監査委員の決算審査意見書、93ページには主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑となりますが、通告に基づく質疑はございませんでしたので、これにて質疑を終結します。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第8、議案第7号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

○連合長(中村正人)

議案第7号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条、第1項、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,509万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月20日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

事務局長。

○事務局長(宮良努)

議案第7号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の102、103ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。ページ下の歳入合計、歳出合計の欄を御覧ください。

今回の補正は、歳入・歳出ともに補正前の額3億4,003万8,000円に3,505万7,000円を補正増額し、3億7,509万5,000円とするものでございます。

110、111ページをお開きください。

歳入について、事項別明細書で御説明いたします。

第5款繰越金に3,505万7,000円補正増額いたします。

こちらは、令和7年度一般会計歳入歳出決算認定における剰余金を今年度へ繰り越すというものであります。

次に112、113ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

第2款総務費の1項1目一般管理費に、1,752万8,000円を補正増額いたします。

先ほどの歳入5款の前年度繰越金の半分を構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

また、第2款総務費1項2目財政調整基金1,752万9,000円を積み立てるための補正となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑となりますが、通告に基づく質疑はございませんでしたので、これにて質疑を終結します。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第9、議案第8号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

○連合長(中村正人)

議案第8号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ55億3,030万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,908億6,236万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月20日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長(岸本一徳)

事務局長。

○事務局長(宮良努)

議案第8号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の118、119ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。表の下端合計を御覧ください。

今回の補正は、歳入・歳出ともに補正前の額1,853億3,205万8,000円に、55億3,030万8,000円を追加し、1,908億6,236万6,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

126、127ページをお開きください。

第1款市町村支出金5,855万4,000円。

第2款国庫支出金31万円。

第4款支払基金交付金2億9,685万2,000円の追加交付額を補正増額いたします。

そして、第9款繰越金に51億7,459万2,000円を増額いたします。

こちらは、令和7年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を、前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

128、129ページをお開きください。

歳出について事項別明細書により御説明いたします。

第1款総務費に2億6,577万5,000円を増額いたします。

第3款財政安定化基金拠出金への追加拠出金75万9,000円を増額いたします。

第5款支払基金拠出金の1項3目子ども・子育て支援納付金追加分として、5,416万2,000円を増

額いたします。

第7款基金積立金に7億8,698万9,000円増額いたします。こちらは、前年度繰越金のうち、国・県・市町村及び支払基金へ精算金を償還した後の残高について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

第9款諸支出金1項2目償還金を、33億3,439万2,000円増額いたします。

次に、第10款予備費は、10億8,823万1,000円増額いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑となりますが、通告に基づく質疑はございませんでしたので、これにて質疑を終結します。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第10、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、本日お配りした資料の一般質問日程表のとおりでございます。

新垣千秋議員の一般質問を許します。

新垣千秋議員、御登壇をお願いします。

○新垣千秋議員

皆さん、おはようございます。

通告に従い一般質問を行います。質問事項及び質問要旨読み上げてまいります。

資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者証について。

(1)それぞれの発行及び発送状況等について伺います。

(2)マイナ保険証と資格情報のお知らせ、資格確認書の利用状況を伺います。

また、マイナ保険証利用時にエラーになった事例はないか伺います。

(3)令和7年度から現在まであった問い合わせの件数とその内容を伺います。

(4) 資格情報のお知らせについて、資格確認書と同様に上質で切り取りやすくできないか伺います。
質問事項 2. 届出書等について。

(1) 後期高齢者医療送付先変更届出書、振込口座届出・変更届、約定書等の被保険者欄や被保険者氏名等へ手書きすることなくデータを反映し、申請者の負担を減らせないか伺います。

再質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長(岸本一徳)

管理課長。

○管理課長(津波古康裕)

こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、新垣千秋議員の御質問にお答えいたします。

資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者証について、今回 4 つの質問事項がございますので各項目にお答えいたします。

まず 1 つ目の質問事項それぞれの発行状況ですが、令和 8 年 6 月時点の資格確認書が 10 万 1,044 人、資格情報のお知らせは、7 万 1,101 人となっております。

発送状況ですが、今回、資格確認書は 85 歳以上の方全員及び 84 歳以下のマイナ保険証の利用登録をされていない被保険者へ、資格情報のお知らせについては 84 歳以下のマイナ保険証登録者へ発行しており、各市町村より主に郵送で 7 月末までにお届けできるよう発送しております。

続きまして、2 つ目の質問事項マイナ保険証と資格情報のお知らせ、資格確認書の利用状況ですが、厚生労働省取りまとめ最新の令和 8 年 5 月のマイナ保険証の利用率は 31.13% となっております。資格確認書の利用率は、受診なしを含め 68.87% となっております。

また、マイナ保険証利用時にエラーになった事例は、件数は少ないのですが、医療機関から転入等により被保険者情報を登録中、読み取り機器のトラブルなどの理由により、オンライン資格確認ができないとのお問い合わせがあった場合は、伝えられる範囲内で情報をお伝えしたり、医療機関専用のオンライン資格確認等フリーダイヤルを案内しております。

再度の連絡がないことから、現状として大きなトラブル等の発生は確認されておられません。

次に、3 つ目の質問事項、令和 7 年度から現在まであった問い合わせの件数についてですが、総数はちょっと把握してないですが、おおよそでございますが、月に 100 件から 500 件程度で、主に御自身の負担割合や令和 8 年 8 月からの医療機関等へのかかり方、資格確認書または資格情報のお知らせのいずれかが交付される取扱いについての問い合わせがございました。

次に、4 の質問事項、資格情報のお知らせについて、資格確認書と同様に上質で切り取りやすくできないかとの御質問です。

こちらにつきましては、厚生労働省からの資格確認書の運用等に関する Q & A により、資格確認書については被保険者証と同様に取り扱うものとして、偽造防止用紙や複製しにくい素材を使用することとなっております。

一方、資格情報のお知らせにつきましては、被保険者資格等を簡易に確認できるよう交付するものであり、普通紙で差し支えないとの通知があることから、現行どおりの取り扱いを行うものとして、御理解くださるようお願いいたします。

次に、届出書等についてですが、後期高齢者医療送付先変更届出書、振込口座届出・変更届、約定書等の提出手続につきましては、各市町村の後期高齢者医療担当窓口で行います。

窓口紙で常備しているものにつきましては、空欄となっているため氏名等、全て記入する必要があります。

現状、システムから印字ができない振込口座届出・変更届、約定書等につきましては、現行どおりの対応を継続していくことになると考えております。

後期高齢者医療送付先変更届出書につきましては、窓口の担当者へお声かけいただければ、氏名等基本情報が印字された後期高齢者医療送付先変更届出書をシステムから印刷できるため、お声かけ等により対応しております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

一括の答弁ありがとうございます。

では、順を追って再質問させていただきます。

まず、資格確認証・資格情報のお知らせ・被保険者証についての(1)は、今、発行の状況を確認させていただきましたので、(2)のシステムエラーになった事例、その利用状況について再質問をさせていただきます。

マイナ保険証利用時にエラーになった事例というのは少ないということでしたが、読み取り機のトラブルであったり、転入転出の際のデータ移行の差であるということでご答弁いただきました。

その際、やはり読み取りができないということは、利用する被保険者の方というのは窓口で一旦10割負担してしまうケースというのも出てくると思います。それを防ぐために、今答弁にありました、伝えられる範囲で負担割合であったり、その資格確認の情報であったりというのを問い合わせがあれば伝えるということで答弁いただいております。

この伝えられる範囲で伝えているというのは、医療機関から後期高齢のこちらのほうに電話が入って、その要は住所、氏名であったり、本人確認が取れる情報を提供していただいてデータを確認していくという作業になってくるのでしょうか。その点、どういう伝え方になっているのか、詳しくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

管理課長。

○管理課長(津波古康裕)

お答えいたします。

まず、機械読み取りができない場合でも資格情報のお知らせがあれば、そこで確認できるので、そこで確認させていただいております。

また、医療機関のほうからは負担割合の情報についてはお答えできないので、本人からの御連絡があればこちらからお答えすることは可能です。

以上となります。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

医療機関窓口に行ってお会計をします。その際

にエラーで読み取りができませんでした。手元に持っているのはマイナ保険証だけとなった場合には、資格情報のお知らせも持っていない、その場合はどのような対応になるのでしょうか。このマイナ保険証のマイナナンバーを電話でお伝えして、御本人であれば負担割合というのは教えていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長(岸本一徳)

管理課長。

○管理課長(津波古康裕)

お答えいたします。

まず、初診ではない場合については、過去の受診履歴から負担割合の確認が取れるそうです。

初診の場合でも申立書というがあるので、それに基づいて一旦3割負担していただいて、確認が取れて、また差額分があればお返しするというような形になっております。

以上です。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

では、これは病院の窓口で問い合わせがあった場合ということで今伺っているのですが、確認できる時間というのは、当然、後期高齢者医療、この窓口が開いている時間かと思っておりますので、平日の朝から夕方5時15分まで開いていますかね、その時間内になるかと思っております。それを過ぎてしまうと、当然、病院窓口というのは6時、6時半ぐらいまで平日開いているところも多いですから、その間の問い合わせは、まずできないということで理解してよろしいでしょうか。

その点が1点と、あともう1点、フリーダイヤルの案内をしているということでしたが、そのフリーダイヤルというのは、当然医療機関はもう御存じの情報で、そこは24時間対応されているということの理解でよろしいでしょうか。

○議長(岸本一徳)

管理課長。

○管理課長(津波古康裕)

お答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合が開いている時

間での電話対応になります。時間外については、対応はちょっと困難になるんですけども。

あとは、フリーダイヤルについては24時間ではないみたいです。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

物価高騰で医療費もばかにならない社会になっていますので、その点、保険者に負担のないように、そこはどういった困り事があるのかという、問い合わせを待つのではなく、逆に市町村窓口を確認をして、困っていそうな方の声を拾い上げる努力もぜひしていただきたいと思っております。

実際、今答弁いただいた内容というのは、問い合わせが当然あった内容、トラブルがあった内容ということになります。一旦窓口で10割負担をして、後で払い戻しを受けるという決断をした方というのは問い合わせに入っていないかと思うんですね。トラブルの対象としても件数に上がっていないと思っております。そこは間違いないでしょうか。私の認識は合っていますかね。

そうであれば、今お答えいただいたトラブル、少ない件数でもありますよというのは、実はもう少し多い件数があるのではないかということも予測できますので、その点しっかりと、本格的な調査ということではないのかもしれないんですが、聞き取りをしていくなり、保険者に寄り添った形で進めていただければと思います。

(3)に移らせていただきます。

問い合わせの件数が月間約100件から500件、全市町村の、これ広域の件数ですかね、広域で100件から500件という、1つの窓口でそれだけってすごく多いと思うんですよ。当然、市町村窓口にも同じようなケース、もしかしたらもっと問い合わせが入っているかもしれません。

その問い合わせを減らす努力というのは何かしているのでしょうか。

○議長(岸本一徳)

管理課長。

○管理課長(津波古康裕)

お答えいたします。

件数については、今回発送した資格確認証、資格情報のお知らせ、発送した期間はちょっとどうしても多くなって来ますので、500件あったりとかで落ち着けばちょっと少なくなると思うんですが、そういった形で、ちょっと減らすというのは、送った時期についてはどうしても増えてくるので、御理解いただきたいと思います。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

発送時期に合わせて当然問い合わせは増えてくるものと認識をしているんですが、でも、やはり問い合わせがあれば、その数が多いだけ職員の手はとまってしまいますよね、電話対応するので。そのためにどういう工夫をするかということが大事ですので、これは当然、広域の窓口だけではなくて市町村の窓口も同じようになっていると思います。

なので、市町村で工夫していること、広域で工夫していることを情報共有しながら、その問い合わせがないように、要はこれって保険者の皆さんがその分問い合わせをしなくてもいいような形で、分かりやすくお知らせを送っていく、お知らせをしていくということも大事になってくるかと思うしますので、そういう工夫を続けていただきたいと思います。

実際に、その送付時期になっていたかと思うんですけど、紙の保険証からマイナ保険証に変わって資格確認証に変わってから、昨年のことですので、まだ1年経ってないかなと思います。紙の保険証、今年は送られてこないのという問い合わせもあったという話も聞いていますので、市町村窓口では。それは認識が、やはりあまり周知がされてないのかなということも感じるころですので、その点、工夫をぜひしていただきたいと思っております。

次に(4)の資格情報のお知らせについて、紙質のお話をちょっとさせていただきました。

実際に今、資格情報のお知らせ、75歳以上84歳までの方に送っていらっしゃるかと思います。マイナ保険証を持っている方ですね。このお知らせって、確かに厚労省とか通知では、紙、A4の薄

い紙で問題ないということですが、これは濡れてしまうと破れますし、マイナ保険証と一緒に持って初めて効力が発揮されるものだと思います。であれば、資格確認書と同じように上質な紙で携帯しやすいような形でお手元に置いていただくのが1番かなと思いますので、紙質の変更というのは、この広域、全市町村共通で沖縄県として取り組むことは可能なんでしょうか。変更することは可能なんでしょうか。

○議長(岸本一徳)

管理課長。

○管理課長(津波古康裕)

お答えいたします。

こちらについては厚生労働省のほうからの通知により取り扱っているもので、ほかの九州の広域連合のほうも確認したのですが、どちらにもについても同様な形で白紙の普通用紙で対応しているものですから、そちらについては御理解いただきたいと思います。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

そこは、行政側の立場というか、厚労省から通知が来ているということも理解はしているんですけど、これを使う側、携帯するというのは保険者じゃないですか。しかも74歳以上の高齢者ですよ。高齢者がそれを持って、マイナ保険証と一緒に使っていたくためにこれを発行しているので、そこはぜひ持ちやすい形で配慮していただきたいなと思っております。そこはぜひ検討していただいで、今後、その保険者の声も聞きながら対応していただければと思いますので、ぜひ検討お願いします。

続いて、届出書の内容についてなんですが、今、後期高齢者医療送付先変更届出書というのは、システムから印刷をするのであれば、その保険者情報というのは全部載ってくるということでしょうか。

実際、市町村窓口を確認したところ、それは対応してないということで、独自のシステムを組まないといけないということで聞いていましたので、今回取り上げさせていただいたんですね。実際に、

おそらく亡くなったときに届出する方が多いのかなと思うのですが、被保険者番号であったり、氏名、ふりがなつき、それから住所、電話番号、この被保険者情報があるだけで書く枚数が減ってきますよね。書く手数が減るというか。やはりそこは考えていただきたいなと思っております。

当然、市町村によってシステムから出力できるような形で導入しているところもあると思います。その導入しているところがあれば、それを参考に、導入できてない市町村、どうやったら導入していけるのか、そこもぜひ考えていただきたいなと思うんですが、全市町村これはシステムから出力できるようになっているんでしょうか。その点、確認をお願いします。

○議長(岸本一徳)

管理課長。

○管理課長(津波古康裕)

御質問にお答えいたします。

送付先変更届については全市町村でできるということで聞いております。

それ以外については、先ほどお答えしたとおり、システム化できてないので手書きになってしまうので、そちらについては御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

私のちょっと調査不足でしたね。申し訳なかったです。

振込口座届出変更届についても当然データとしてありますので、ここもぜひシステムからできるようにということで、今後検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上お願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長(岸本一徳)

これをもって、新垣千秋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了しました。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第11、これより討論・採決を行います。

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(岸本一徳)

これより、同意第1号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(岸本一徳)

これより、同意第2号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

認定第1号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(岸本一徳)

これより、認定第1号について採決します。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

認定第2号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより、認定第2号について採決します。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

議案第7号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより、議案第7号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第8号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結
いたします。

○議長(岸本一徳)

これより、議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第12、議会運営委員会の閉
会中の継続審査の申し出についてを議題といた
します。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定によ

り、お手元に配付しました申出書のとおり閉会
中継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続
審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会
中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理に
ついてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されました
が、その条項、字句、数字、その他の整理を要
するものにつきましては、会議規則第45条の
規定に基づき、その整理を議長に委任されたい
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、
議長に委任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

以上で、本定例会に付議されました案件の
審議は全部終了いたしました。

これで、令和8年第2回沖縄県後期高齢者医
療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時05分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

令和8年(2026年)8月20日

議 長 岸 本 一 徳

署名議員 吉 浜 覚

署名議員 城 間 優 希